

○金山町長の交際費の支出基準及び公表に関する要綱

令和2年9月1日

金山町告示第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政の円滑な執行のため、町長（代理者を含む。）が町を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、その支出基準及び公表に関し必要な事項を定め、町政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、公平で公正な執行を図ることを目的とする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業及び町政の円滑な運営に関係があるもの
- (2) 町政の発展に功績があったもの
- (3) 災害・事故等にあったもの
- (4) その他前3号以外のもので、町長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 会費 会議、会合、研修会等への参加に係る経費
- (2) 慶祝 慶事及び各種総会、大会、式典、行事等のお祝いに係る経費
- (3) 弔慰 葬儀、法要等における香典、供花、供物等、弔慰表意に係る経費
- (4) 見舞 病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
- (5) 協賛 町費の助成又は補助がなく趣旨に公益性が認められる各種大会等の協賛に係る経費
- (6) 激励 スポーツ、文化振興等の功績に対する個人及び団体等の激励に係る経費
- (7) 贈答 来客や訪問先等への贈答に係る経費
- (8) その他 町政運営において、支出することが適当と認められる経費

(支出基準)

第4条 交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもの以外の事案が発生した場合は、社会通念上相当と認められる範囲内とする。

(支出状況の公表)

第5条 交際費は、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日

(2) 支出内容等

(3) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合は、これを公表しないことができる。

(公表の方法及び時期)

第6条 公表は、当該月分の支出状況を、支出した月の翌月に町のホームページに掲載する方法により行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

項目	支出内容	基準額
会費	会議、会合、研修会等への参加に係る経費	会費相当額分
慶祝	慶事及び各種総会、大会、式典、行事等のお祝いに係る経費	1万円以内
弔慰	葬儀、法要等における香典、供花、供物等、弔意表意に係る経費	社会通念相当とされる額
見舞	病気、災害、事故等の見舞いに係る経費	1万円以内
協賛	町費の助成又は補助がなく趣旨に公益性が認められる各種大会等の協賛に係る経費	社会通念相当とされる額
激励	スポーツ、文化振興等の功績に対する個人又は団体等の激励に係る経費 (教育委員会及び町費の助成を受けるものを除く)	1万円以内
贈答	来客や訪問先等への贈答に係る経費	社会通念上相当とされる額
その他	町政運営において、支出することが適当と認められる経費	社会通念上相当とされる額